

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（高岡市決定）

都市計画井口本江・出来田地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		井口本江・出来田地区 地区計画
位 置		高岡市井口本江字江指廻、井口本江字五俵刈、井口本江字干場、出来田、蓮花寺の各一部
面 積		約 11.5ha
地区計画の目標		本地区は、高岡市の中心である高岡駅から南東約 1.7km、北陸新幹線新高岡駅から北東約 1.9km に位置している。また、主要な幹線街路である都市計画道路能町庄川線の沿線に位置した交通至便な住宅地区である。 本地区は、住民が地区内で快適な生活を送ることができるよう、日常生活を支えるサービス機能の配置や良好な居住環境の形成を図ることとしている。 このため、地区計画を定めることにより、用途混在による環境の悪化を防止し、住宅地区としてふさわしい土地利用の規制、誘導の実現を目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	日常生活を支えるサービス機能や良好な居住環境の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	地区施設については、道路の適正な配置に努めるとともに、住環境に配慮しながら、地区の安全性の確保及び利便性の向上に努める。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の混在による住環境の悪化を防ぐため、建築物等の用途の制限を定める。

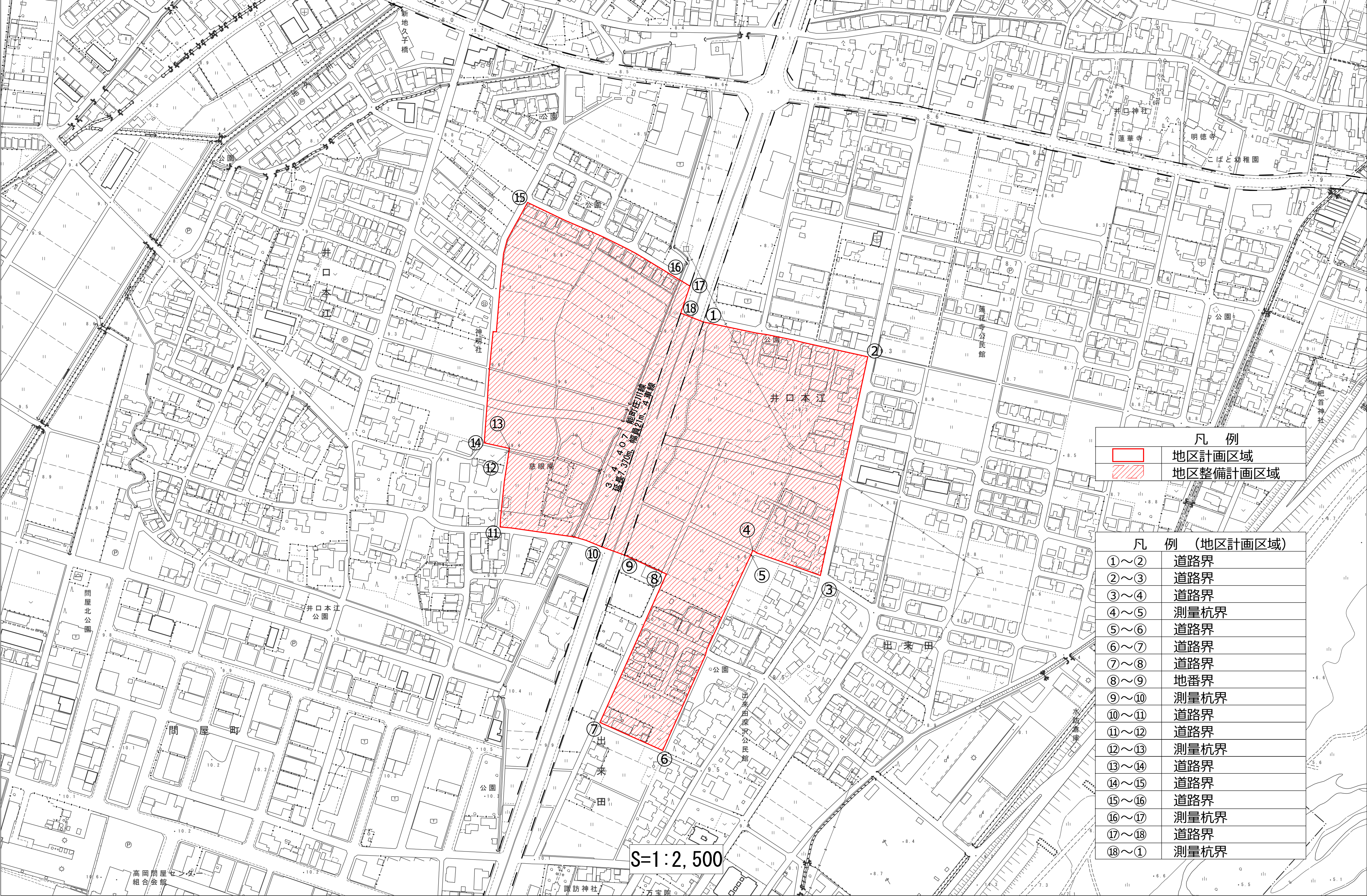
地区整備計画	建築物等に関すること	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 工場 (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (3) 畜舎 (4) 建築基準法別表第二（に）項第三号から第五号に掲げるものの
--------	------------	------------	--

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

住民が地区内で快適な生活を送ることができるよう、日常生活を支えるサービス機能の配置や良好な居住環境の形成を図るため、地区計画を定めるもの。

計画図



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域

凡 例 (地区計画区域)	
①～②	道路界
②～③	道路界
③～④	道路界
④～⑤	測量杭界
⑤～⑥	道路界
⑥～⑦	道路界
⑦～⑧	道路界
⑧～⑨	地番界
⑨～⑩	測量杭界
⑩～⑪	道路界
⑪～⑫	道路界
⑫～⑬	測量杭界
⑬～⑭	道路界
⑭～⑮	道路界
⑮～⑯	道路界
⑯～⑰	測量杭界
⑰～⑱	道路界
⑱～①	測量杭界